

独占販売取引基本契約書

濱田商事(以下ハマダとする)とIONIC Co Ltd.,(以下IONICとする)はIONIC製のプラグタイプ空気清浄機販売などに関する事業協力を通じて新しい市場を創出し大規模の取引先を集中的に開発のための両社間の取引に関する基本契約を下記のように締結する。

第1条 契約製品

“契約製品”とはIONIC製のIONIC-PLUGなお製品に関するコンテンツなどを含む

第2条 個別契約

- 2.1 IONICとハマダの間の取引に対しては契約製品の内容、台数、納期などの細部事項に対しては個別契約で決める。
- 2.2 個別契約はIONICが注文書を発行し注文書発行後、三日以内に書面にてハマダが特別な意思表示をしない限り成立する事とする。

第3条 販売価格

- 3.1 IONICはIONIC PLUG製品をIONIC独占代理店条件(独占代理店特販価格)にてハマダに販売する。

第4条 販売地域

- 4.1 日本国内全地域に限る、ただし該当地域の新規市場開拓へ貢献が認められる場合両社の協議を協議を通して決める

第5条 支払条件及び製品の引渡

- 5.1 商品代金の支払いは出荷三日前IONICの指定口座への現金振り込みとするIONICは注文書、受付後請求書を発行する。
ハマダは請求書受付後と同時にIONIC指定の入金口座に送金後、送金明細をIONICに書面発送する。
ただし、支払い条件に関しては初回発注以降別途協議し調整する。ただしこの場合は一定の条件がIONICから提示される場合がある。
- 5.2 IONICは入金確認と同時に該当商品を三日以内に発送することを原則とする。

第6条 契約製品の販売増進のための協力

IONICとハマダは契約製品の販売増進のためIONIC PLUGを新規取引先への紹介もしくは開拓、競合社との優位を保持するための活動を積極的に展開することに協力する。なおこの活動に関する細部方案は別途合議の下決定する。

第7条 契約製品以外の製品販売に対する協力

IONIC及びハマダは本契約書第1条に言及された契約製品以外の両社製品の販売極大化のために相互間協力しこれに対する細部事項は別途合議の下決定する。

第8条 技術支援

- 8.1 IONIC及ハマダは相手に契約製品に対する教育、説明資料などの技術支援を提供し、契約製品の販売促進及び広告に適切な基礎資料を提供する。
- 8.2 取引先に対する技術支援は基本的に最終販売代理店が随行することを原則とする。

第9条 保証

9.1 契約製品に関する(IONIC)無償保証期間は引き渡後、12カ月とする。その間発生された欠陥に関してはIONIC製及びIONICの無償修理対象条件に限って修理もしくはリコールなどを無償で実施する。

9.2 無償保証期間が終了後保証は有償保証プログラムなどを提供する。

第10条 知的所有権

10.1 IONIC及びハマダは契約製品を販売する際契約製品と関連した、商標、商号、デザイン、著作権、その他の知的所有権は開発して製造した(IONIC製)の権利であり、販売者は知的所有権に対する、いかなる権利もしくは資格も取ることができない、ただし製造業者の同意を得た上自社が製品を販売できる適法的な販売者であることは表示できる、契約の終了の際には販売者は適法的な契約製品の販売者としての資格を失う。

10.2 販売者は製造業者の同義なしでは契約製品に付与されたり、付着された商標、シリアル番号、モデル番号、ブランドもしくは製造業者の商号などを変更したり、外観を損傷させたり、除去させたり、隠したり、一部削除してはならない。

第11条 相互協調及び機密維持

11.1 IONIC及びハマダは本契約通じて得た情報及び新商品の図面、仕様書、機能説明書及び製品の製造と関連したすべての事項、両社の製品関連情報、会社の機密事項を契約移行の前後を問わず機密として維持しなければならない。

11.2 IONIC及びハマダは本契約の成功的移行のために必要な情報を相互交流し相互信頼を元に最大限協力する。

11.3 IONIC及びハマダは本契約を推進しながら、相互承認がない場合第11条の事項を第三者に流出してはいけない。流出による、被害発生もしくは訴訟の発生時にはそれに対する、損害賠償及び顧客に対する損害賠償などの一切の損害を賠償する。

第12条 製品供給及び販売中止

IONIC及びハマダは契約製品すべてに対する販売中止する場合、相手側に6ヶ月前までに書面にて通知する。

第13条 契約期間

13.1 本契約の有効期間は締結日から 2025 年 1 月 3 日までとする。

13.2 ただし、契約満了1ヶ月前までにIONIC及びハマダが書面上意義がない場合本契約は同じ条件で再度1年間継続し、その以後も同じくとする。

第14条 契約発効

本契約は契約両社代表者間 署名/捺印後その効力が発生する。

第15条 契約の修正

本契約の条項はIONIC及びハマダの書面によらない限り変更できない。

第16条 権利義務の譲渡

IONIC及びハマダは事前に書面同意なしで本契約上の権利、義務全体を第三者に譲渡できない。

第17条 不可抗力

IONIC及びハマダは不可抗力による、相手に発生した損害に対しては一切責任を負わない。

第18条 契約の解約

18.1 IONIC及びハマダは次の各項の1に該当する場合30日前に書面にて通知し、本契約もしくは一部を解約できる。

(1) 債務の履行を遅滞したり、その他の本契約もしくは個別の契約の条項に違反した場合。

- (2) 手形、小切手が不渡りとなり銀行取引停止処分された場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、倒産手続き尚始等の申立を受けもしくは自らの破産手続きの開始：民事再生手続きを開始の申し立てをした場合
- (4) 支払い不能、支払い停止などの事由が発生した場合。
- (5) 監督官庁による、営業取り消し、停止などの処分を受けた場合。
- (6) 解散の決議をした場合、他社との合併決議をした場合、もしくは営業のすべてもしくは重要な一部の譲渡した場合

18.2 IONIC及びハマダは18.1項により、本契約及び個別契約を解約時には相手側に損害賠償を請求できる。

第19条 損害賠償

IONIC及びハマダは本契約及び個別契約に違反し相手側に損害を書けた場合には損害賠償を請求できる。

第20条 紛争解決

本契約に関して紛争が発生した場合、まず、IONICとハマダが話し合いをし解決することを基本にする、ただ合議にもかかわらず、解決できない場合は被告の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合議管轄、裁判所の仲裁で解決する。

裁判所： 京都府伏見簡易裁判所(京都府伏見区桃山)

[Tel:075-601-2354](tel:075-601-2354)。(案内窓口 商取引紛争調整委)

第21条 契約の補充と解釈

本契約に明示されていない事項は一般的な慣例にしたがい、必要な場合にはIONIC及びハマダは別途合議の下で決める。

IONIC及びハマダは本契約締結とその内容を証明するために相互間本契約書2部を作成し記名捺印後1部ずつ作成し、記名捺印後1部ずつ保管する。

2023 年 1 月 3 日

会社名： IONIC Co.,Ltd
役 職： CEO
代表取締役会 ： JANG SUKUN
社名：IONIC Co.,Ltd
住 所： 〒08654
3-204, Siheung-Daero46 Keumcheon-Gu, SEOUL KOREA



会社名： 濱田商事
住所：京都市伏見区深草柴田屋敷町73伽羅コート伏見108 612-8432



代表取締役： 張 源溶